

議題 4 移動円滑化適用除外認定申請車両の導入（串原地区）について

1. 概要

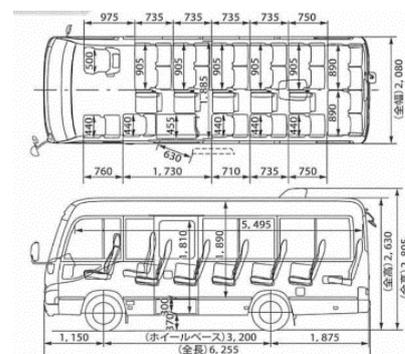
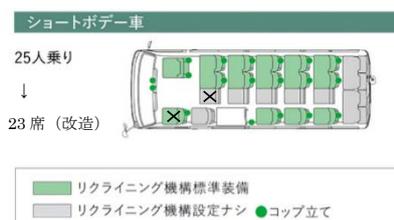
串原地区の市自主運行バス（串原ささゆり線、福原線、中沢線）運行事業者の平和コーポレーション（株）に貸与している、恵那市所有のバス車両が老朽化したことに伴い、新たに車両を導入し更新するものである。

現状の乗客へのサービス水準を下回らないよう、同水準の車両を導入する。車両導入にあたり、移動円滑化基準（バリアフリー）の適用除外認定について本会議で承認していただく必要があるため、協議に諮るものである。

なお、バリアフリー移動円滑化基準の適用除外により利用が困難となる車いす利用者等については、車いす対応車両の手配等を行い、移動手段の確保を図るものである。

2. 導入する車名及び型式

日野 リエッセⅡ （23人乗り）



車種	車名	型式	年式 (年)	定員 (人)	長さ (cm)	幅 (cm)	高さ (cm)	車両総重量 (kg)	
新	リエッセⅡ	日野	GDB60M	R6	23	626	208	263	5,000 以下
現	コースター	トヨタ	HK-HZB50	H15	29	699	202	258	4,955

※導入車両の規格は路線の最大値以下（長さ、幅、高さ、車両総重量）

3. 移動円滑化基準適用除外の認定申請することができる自動車

認定要領第3条（4）車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車

4. 認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容

- ・ 第37条第2項第1号：乗降口の幅
- ・ 第37条第2項第2号：乗降口のスロープ
- ・ 第38条第1項：床面の高さ
- ・ 第39条：車いすスペース
- ・ 第40条第1項：通路の幅
- ・ 第40条第2項：通路の手すりの間隔
- ・ 第41条：運行情報提供設備等

5. 車両導入日

令和6年度9月（予定）

6. その他 ※協議事項ではない

認定車両が導入できない理由

本来バリアフリー対応車両を導入するところであるが、下記の理由により導入が困難である。

(1) ポンチョ

- ・串原地区全線（福原線・中沢線・串原ささゆり線）の起終点であるささゆり湯停留所に高さ制限（2.9m）があり運行不可である
- ・串原全線において、低床のため勾配により車両下部が道路と接触する

(2) ローザ認定車

- ・認定車の正席が14名のため、補助席及び立席を多く活用する必要があり、より安全に通学するため、シートベルトの装備がある正席が多い車両を選定する必要がある。

※福原線本年度 最大19名が乗車（学生：幼稚園・小学校・中学校）

別紙1

移動円滑化基準適用除外の認定申請一覧表

条 項 認定要領	移動円滑化基準									
	第37条（乗降口）			第38条（床面）		第39条	第40条（通路）		第41条	第42条
	第1項 （踏み段の色）	第2項第1号 （幅）	第2項第2号 （スロープ）	第1項 （高さ）	第2項 （材質）	（車いすス ペース）	第1項 （幅）	第2項 （手すりの間隔）	（運行情報提 供設備等）	（意志疎通設 備）
第3（1）地形上の理由	×	●	●	◎	×	●	●	×	×	×
第3（2）高速バス等	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	×	×
第3（3）幅2.1m以下であつて、乗車定員23人超等	×	●	●	◎	×	●	●	×	×	×
第3（4）車両総重量5t以下であつて、乗車定員23人以下	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第3（5）中古車	×	◎	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎	×
第3（6）特別の事由	×				×				×	×

- ※ ×は、基準適用除外を認めない項目
◎は、基準適用除外を認める項目
●は、合理的な理由があれば適用除外を認める項目
空欄は、本細部取扱い1（2）により個別案件として調整が必要な項目